

## 平成 26 年度 第 2 回 葛飾区入札監視等委員会議事概要

- 1 日 時 平成 27 年 2 月 9 日 (月) 午前 10 時 00 分から  
午前 12 時 00 分まで
- 2 場 所 葛飾区役所 7 階 入札室
- 3 出席者  
委 員 西村孝一委員長、轟朝幸委員、佐藤伴和委員 (全員出席)  
事務局 内山利之総務部長、佐々木健二郎契約管財課長ほか契約管財課職員 4 名
- 4 概 要
  - (1) 開 会
  - (2) 庶務報告
    - ア 傍聴人について  
事務局より傍聴人はなかった旨報告
    - イ 平成 26 年度第 1 回委員会議事録の公表について  
事務局より平成 26 年度第 1 回委員会議事録を調製し、区ホームページにて公表した旨報告した。
  - (3) 議 事
    - ア 平成 26 年度入札契約等執行状況 (平成 26 年度下半期) について  
事務局より平成 26 年 9 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について報告を行った。  
**【質 疑】**
      - Ｃ委員 選挙の随意契約の案件は、予備費等で対応したものか。  
事務局 予備費を充用して、緊急随意契約にて契約締結したものである。
    - イ 指名停止措置の運用状況について  
事務局より平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日までの間の 2 件の指名停止措置の運用状況について報告を行った。  
**【質 疑】**
      - Ｂ委員 成績不良の案件は、どのような点が悪かったのか。  
事務局 葛飾区工事記録写真撮影基準に基づく記録写真が整備されていなかったため、隠蔽部分の工事施工状況が確認できないなど不都合が生じた。また、書類の作成、提出の遅延、電気回路の適切な接続がなされていない、関連工事での舗装のよごれ、急速充電器運用までに度重なる手直しがあったとの報告

を受けている。

C委員 両社とも指名停止となったのは初めてか。また、契約金額はそのまま支払われるのか。

事務局 両社とも指名停止は初めてである。なお、両者とも事前にヒアリングを行っており、いろいろ事情は聴いたが、仕様や工期は十分確保されており、考慮できる内容ではなかった。支払いについては、手直しをしているのでそのまま支払うこととなる。

A委員 機械の運転には問題ないのか。

事務局 今のところ問題はないと報告を受けている。

A委員 何か問題が生じたら、写真がないため原因の特定が難航する可能性があるということか。この業者は、区内の業者なのか。

事務局 そのとおりである。また区内業者である。

A委員 もう1件の区外業者は、「不誠実な行為」とあるが、部品調達が遅れたということか。不誠実な行為というとやや違和感があるが、指名停止基準の事由に規定されているものなのか。

事務局 指名停止基準別表の7番に規定されており、正当な理由なく契約を締結しない、または履行しない場合としている。事業者としては、部品調達が遅れたとの理由はあるが、区としては、契約した仕様定められた履行期限を、正当な理由なくとの判断から指名停止としたものである。

B委員 正当な理由には当たらないということか。最近では人も部材も調達が難しくなっていると聞くので、やや気になるところである。

事務局 そのとおりである。区としては、間違いなく調達できるとの判断で契約をしたものと考えている。

A委員 2週間程度の遅れで、ややかわいそうな気もするが、契約は契約なのでやむを得ないか。

事務局 今回施設の引き渡しが遅れたことで、転貸先である学童保育クラブの運営法人との調整も遅れるなど多大な影響が生じたため、ルール通りの決定としたものである。

A委員 指名停止に関しては、不服申し立てができるようになっているのか。

事務局 制度的に、不服申し立ては明記されていない。当区においては、指名停止は、行政処分ではなく、あくまでも契約の準備行為の扱いとしており、競争入札にあたって一定期間指名をしないという内部的な行為である。

A委員 特に、業者から苦情や意見はなかったのか。

事務局 ヒアリングの際に、いろいろ不満や意見は頂いたが、あらためて履行状況や制度の仕組みを説明し、理解していただいたと考えている。

## ウ 入札参加除外措置の運用状況について

事務局より平成26年9月1日から平成26年12月31日までの間、入札参加除外措置を適用した案件はなかった旨報告を行った。

### 【質 疑】

特に質疑なし。

## エ 低入札価格調査制度の運用状況について

事務局より平成26年9月1日から平成26年12月31日までの間の低入札価格調査制度を適用した事案1件の運用状況について報告を行った。

### 【質 疑】

C委員 解体工事に属する工事に低入札が多いというような傾向はあるのか。

事務局 比較的、解体工事は低い落札率になる傾向がある。今年度低入札価格調査に該当したのは2件目だが、前回の本委員会で報告した旧松上小学校の解体工事も低入札価格調査の対象となっている。

C委員 そうすると、予定価格が若干高額であるということか。

事務局 予定価格の積算については、国や東京都の積算基準価格をベースに、区においても、それぞれの工種ごとに積算基準価格を定めている。その積み上げにより予定価格を算出しているものである。

先程の報告のとおり、今回の解体工事に係る経費の一つとして、解体に係る機械の損料が多くを占めているところである。しかし、前回も今回の業者も同じだが、その機械を自社所有していることから、その損料が低く抑えられ、低価格による入札が可能となったものと考えられる。なお、予定価格は、一般的な業者が、一般的な工法により行ったケースを想定して定めているので、このような落差が生じたものと分析している。

C委員 そうすると、区の方では、レンタルを含めた積算でみているということか。

事務局 そのとおり、損料を含めた形での積算となっている。

A委員 予定価格は、事前公表しているのか。

事務局 予定価格は、事前公表している。ただし、調査の基準価格や最低制限価格は、算定式は公表しているが、価格までは公表していない。ちゃんと積算すれば算出できる仕組みとなっている。

## オ 抽出審議について

平成26年9月1日から平成26年12月31日までの間の入札及び契約手続のうち、担当委員であるB委員が抽出した、施工能力審査型総合評価一般競争入札1件、制限付一般競争入札1件、指名競争入札3件、特命を含む随意契約3件の合計8件について事務局より入札経過等の説明を行った。

## 【工事案件の主な質疑等（一括説明・個別審議）】

### 【工事 NO. 1165 区画整理（その他）工事】（指名競争入札）

B委員 説明により、予定金額が高いのに、指名競争入札となった理由は分かった。だんだんと入札が難しくなっているということだが、こうゆう事態が長く続くと、一般論としてだが、だんだんと応札してくれる業者がいなくなり、発注者側から応札してもらえないかと依頼するようになる恐れがある。

これが続くと、癒着であるとか、談合に繋がるとか、あまり良くない動きであると危惧している。このような事態をなるべく防ぐ必要があると思うが、適切な予定価格を設定するであるとか、余裕をもった工期を設定するなど、何らかの手立てを打つ必要があると思う。

事務局 ご指摘のとおり、今年度特に土木工事において不調・不落が多く発生している。本件においても、辞退の理由として、予定価格超過が4者、技術者不足が3者あった。このうち予定価格については、国においても公共工事の設計労務単価の改訂を例年4月に行うところ、26年度は2月に遡って改訂を行っている。また、27年度についても同様に2月に遡って改訂することとしている。この改訂した設計労務単価を、本区においても速やかに、新たな積算基準とし、今後の工事の予定価格に反映させていくよう、庁内調整をしているところである。また、2月1日以降に旧労務単価で積算した工事については、特例措置として、新しい労務単価で積算した契約金額に契約変更できるように、受託業者に周知していく予定である。この他、前回の委員会で報告したインフレスライド条項等を適用し、契約金額が現在の労務単価に見合わない状況となったものについても、契約変更等に対応できるように進めて参りたい。次に、工事期間の適正化については、業者がある程度フレックスに工事に入れるような工期設定ができないか、工事主管課と検討を重ねているところである。また、工事の発注自体も平準化することにより、辞退理由で挙げられている技術者不足に有効ではないかと考えている。具体的には、不調になった工事案件を、今年度予算を翌年度に繰り越すことができる繰越明許費の制度を活用し、例えば3月に発注して、比較的業者の手が空く翌年度4・5月に着手できるようにした工事を数件予定している。

このような取り組みを今後とも進めて参りたい。

A委員 労務単価の見直しは、かなり大きな程度で行われているのか。

事務局 今回全国平均で4.2%の上昇となっている。平成24年度との比較においては、28.5%の上昇ということになる。

A委員 直ちにこれが、談合その他の問題に直結するとは思わないが、先程指摘があったように、発注者側が弱い立場になると、業者に依頼しがちになるので、なるべく、競争性を担保する配慮が必要だ。

工事案件ではなかなか難しい状況が生まれてきているが、暫くこのような状

況が続くと思われるので、今後とも、いろいろ工夫をしていただきたい。

**[工事 NO. 1403 葛飾区立中青戸小学校付属棟建設及び外構その他工事]**

**(施工能力審査型総合評価一般競争入札)**

A委員 施工能力審査型総合評価一般競争入札で行われているが、辞退というのは、どのような段階でされているのか。

事務局 本件を公告した段階で、6社の応募があった。図面と内訳書等の積算資料をみて実際に積算した結果、また、技術者の配置を検討した結果、公表された予定価格を超えた場合は、辞退ということになる。実際の辞退理由としては、予定価格超過が4社、技術者配置困難が1社となっている。

A委員 辞退というのは、入札期日において札を入れなかったことで、そこで初めて分かるのか。

事務局 最終的に「辞退」という応札をすることになっている。

A委員 辞退理由については、事後に確認するのか。

事務局 辞退理由を付して応札するが、記載のないものは、参考に聞き取りしている。

A委員 そうすると、入札参加者の辞退については開札をしないと、どの業者もわからず、開札結果で初めて知るという理解で良いか。

事務局 そのとおりである。参考に、落札者は中青戸小学校の本体工事を受注している業者であり、工事に必要な機械や設備を、本体工事と継続して使用することによって、共通仮設費や諸経費の削減が見込めたものと推測できる。

C委員 工事現場が会社から近いということも、低い金額で応札できた原因の一つかもしれない。

A委員 落札率が99%を超えて高くなっているが、本体工事を受注している業者でも、予定価格はかなり厳しかったということか。

事務局 結果だけをみると、そのようにも考えられる。今後インフレスライド等で、原材料等が上がれば契約変更は可能である。

A委員 1社入札で他が辞退となると印象は良くないが、競争の結果だとすれば、やむを得ない。参考に辞退した業者にペナルティー的なものがあるのか。

事務局 全く無い。しかし、辞退理由が技術者不足ということであれば、次の指名で考慮することは考えられる。

A委員 入札に参加するという事自体には、辞退歴により制限を受けることはないということか。

事務局 そのとおりである。

**【修繕・委託案件の主な質疑等（一括説明・個別審議）】**

**【修繕 NO. 1284 水元中学校体育館バスケットゴール修繕】（指名競争入札）**

- B委員 今回3社のみでの指名競争入札となっており、やや少ないとも思うが、もう少し他に何社か指名することはできなかったのか。
- 事務局 金額的に基準で定めた業者数で指名したものである。
- C委員 特殊な工事だと業者数も少ないのか。
- 事務局 本件はスポーツ関係の業種となるが、3社とも区外業者となっている。バスケットゴールの修繕ができる業者は区内では無く、都内でもそれほど多いとは言えない状況である。
- A委員 公立学校等のスポーツ施設の工事等を請け負える業者は限られているのか。
- 事務局 区と契約実績のある業者を中心に指名することとなるが、都内でも実績のあるところは10社程度だと記憶している。

**【委託 NO. 1256 葛飾区図書館業務等システム機器更改委託（債務負担行為）】**

**（特命随意契約）**

- C委員 選定理由が著作権保有となっており、この業者以外できないとの判断であろうが、金額が大きいので驚いた。これは、中央図書館1館だけのものか。
- 事務局 資料を1枚めくると仕様書があり、全図書館の業務用システム機器を対象としている。このシステムは平成21年度に導入されたもので、ソフトとハード機器で構成されている。ハード機器に関しては、原則リース若しくは購入で調達し、原則5年で機器更改を行っている。一方、ソフトについては、ツースパンの原則10年使用することとしている。
- 今回の契約は、ハード機器の入れ替えに伴い、同システムソフトが新しいハード機器において、正常稼働できるように環境設定を行うとともに、オプション機能の導入及び一部業務パッケージの改修を行うことから、著作権を有するシステム業者以外履行することは出来ないとの判断から特命随意契約を締結したものである。
- C委員 システムの全面的な変更であるとかはどのように行うのか。それとも今後ずっとこのシステムを使用するのか。
- 事務局 システムソフトは、原則10年でリプレイスし、改めて選定委員会を経て決定される。
- B委員 仕様内容で、スマートフォン版 WebOPAC を導入とあるが、OPAC を扱う業者はこの業者しかいないのか。
- 事務局 スマートフォン版 WebOPAC を取り扱っている業者は他にもあるかと思う。しかし、今回はオプションでスマートフォン版 WebOPAC をシステムに

導入するものであり、システム側の改修はこの業者しか出来ないという主旨である。

B委員 導入時から、更新も含めて、何年使用するかわからないが、トータルのライフサイクルコストで評価していかないと、導入時にダンプ的値段を下げて、後々高額な更新費用となると問題が生じると思う。その辺りは、今後検証あるいは確認していただければと思う。

事務局 区では、公共システム調達ガイドラインを策定しており、委員指摘のライフサイクルコストも含めたトータルコストで評価するように、考え方を変えてきている。今後も引き続き指摘のあった主旨で詰めて参りたい。

A委員 著作権や特許権などの知的財産権で、制約が掛かって来るということは、ある程度理解できる。代替するものがなければ導入業者と契約せざるを得ない。代替するものがあっても、システム構成の見直しなど非常にコストが掛かるなど、非常に難しい問題である。先程、ライフサイクルコストの話があったように、この部分は、少し工夫を要する気がする。

事務局 一番最初に契約するとき、多くの選定委員会では、ランニングコストを想定しながら、例えば10年使用するとすればということを前提に、業者を選定している。ただし、完璧にやれているかという疑問があるので、その点は緻密に検討しなければならないと思われる。

A委員 その時の想定と、5年後、10年後の想定とは同じではなく、抜本的な形でシステムが変わっていくことも起こり得ることで、一律には言えないのだろう。

C委員 図書館の職員が使い慣れたシステムで繋げて欲しいとの要望もあるのだろう。

A委員 既存業務の継続であれば、事務そのものはスムーズに行くのだろうけれども、それによる弊害も常にあって、悩ましいところである。

工事とは違った意味において、受注の競争性をどうやって担保していくのか、今後とも検討していただきたい。

## 【物品・印刷案件の主な質疑等（一括説明・一括質疑）】

### 【物品 NO. 1303 学校給食用厨房機器の購入（奥戸小学校ほか8校）】

（制限付一般競争入札）

A委員 入札参加業者が非常に多いが、学校給食用の厨房機器の入札業者数は、毎回多いのか。

事務局 学校給食用の厨房機器については、今回奥戸小学校ほか8校となっているが、例年数回に分けて計画的に調達している。今年度においても、金額が少ないため指名競争入札を行ったものが2件、また、現在制限付一般競争入札で公告している案件では、既に30社以上が申請してきている。

- A委員 区外の業者からも申請がくるのか。
- 事務局 3 1 社中 4 社が区内及び支店業者で、他は区外業者である。
- A委員 厨房機器の購入においては、納入すると何か次の機会が得られるとか、本件の入札以外でメリットのようなものがあるのか。
- 事務局 例えば、フライヤーガス回転釜などの厨房機器は特殊なものであるため、故障した場合の修繕が考えられるが、修繕も出来る業者と、販売だけの業者とがいるので、一概にメリットと言えるかどうかは不明である。
- C委員 修繕が必要となった場合は、納入業者に発注するのか。
- 事務局 原則入札で行っている。受注した業者はメーカーではなく、購入して取り付けまでを行っているものと思われる。
- C委員 修繕はメーカーとなるのか。
- 事務局 物にもよるが、特殊な物であれば、メーカーに発注する場合もあると思われる。
- A委員 このケースは、入札制度が機能しており、落札率においても適正な範囲と思われ、良い事例だと思う。

#### **【印刷 NO. 1354 「資源とごみの収集カレンダー」（16種類）の印刷**

#### **（指名競争入札）**

- C委員 このカレンダーは、毎年全世帯に配付される物と思われるが、毎年違う業者が落札しているのか。
- 事務局 前年度・前々年度も同じ業者が落札している。
- A委員 辞退理由はどうか。
- 事務局 2 社とも予定価格超過となっている。
- B委員 区内業者はこの 5 社以外にもいるのか。
- 事務局 区内の印刷業者は約 10 社である。
- B委員 今回審議案件を抽出した際に、落札業者の名前に、本件の 5 社の印刷業者が連なっていたので、指名競争入札の業者選定が同じ業者となっているのではと非常に気になった。
- 事務局 前回の委員会においても、土木業者、造園業者で同じ指摘を頂いたが、ある程度限られた業者の中で、いくつか指名案件があると、一部の業者が重複してくることがあろうかと思われる。
- A委員 この業者は、すべて区内業者か。
- 事務局 そのとおりである。
- B委員 本件は、比較的落札率が高いわけではないので、特に問題があるということはないだろう。
- 事務局 印刷業界としては、金額が大きな部類に入る案件だと思われる。
- C委員 版下等の著作権は、区で所有するのか。



- 事務局 著作権、デザイン、イラスト等の著作権は区に帰属するとの仕様となっている。
- C委員 新しい業者となった場合は、版下を貸与することとなるのか。
- 事務局 今回の仕様では、イラストや図表については、新たに作成する内容となっている。
- C委員 直接入札とは関係ないが、毎年新しいものを作るとのことで、当然カレンダーの年号等は変わるとして、イラストやレイアウト等は、それほど毎年何がなんでも変える必要はないと思う。背景色を変えるなどの工夫で刷新感も得れると思うし、それにより予定価格が高くなっているのであれば、考慮した方が良いと思われる。
- A委員 落札率で競争性が確保されているのであれば、同一業者が受注しても、技術的な優位性ということであれば問題はないだろう。ただし、業者数が少なく同一指名となると、お互いの実績や業務内容が情報共有されるようになる。となると、談合に結び付き競争性を阻害する懸念があるので、指名に際しては、競争性を確保する観点を持ってみていく必要があると思われる。

#### 【単価契約・特命随意契約案件の主な質疑等（一括説明・個別質疑）】

##### 【単契 NO. 1428 労働者派遣契約（衆議院議員選挙等 期日前・不在者投票受付等業務）単価契約】（緊急随意契約）

- B委員 衆議院の解散による緊急性については理解できるが、その際の業者選定方法や理由はどうか。
- 事務局 今回急な選挙ということで、短期間で大量の人員を確保しなければならない状況にあった。そのため、まず第一に、直近の選挙である東京都知事選挙並びに葛飾区議会議員・区長選挙を受託した業者に意向を確認したところ、期間が短く派遣人員を確保することが困難として辞退の申し入れがあった。次に、前々回の選挙である東京都議会議員選挙並びに参議院議員選挙において、同業務を受託した業者に意向を確認したところ可能との回答を得たため、緊急随意契約を行ったものである。
- B委員 見積合わせのように複数社に当たったわけではないのか。
- 事務局 他の区市町村でも、同様に選挙が執行されることから、速やかに業者決定を行う必要があり、前述の順番で受託の可否を確認したものである。もちろん、前回、前々回は入札を行っており、落札した業者に当たったという状況である。
- A委員 予定価格の積算については、区の方で見積もって、相手方と交渉を行うのか。
- 事務局 予定価格については、下見積をベースで予算計上し、前回、前々回の契

約を参考に予定価格を設定したものである。

- C委員 任期満了の選挙においても、人材派遣を活用しているのか。
- 事務局 そのとおりである。以前は区の職員が行っていたものだが、期日前投票所の開設場所を増やしてきた結果、区の職員だけでは対応できなくなったため、人材派遣を活用するようになったものである。
- B委員 理想を言えば、出来る限り金額を低く抑えた方が良いので、複数にあたりたいところであるが、先を争うような状況で、受託可能な業者が他にとられてしまうとすれば、それも難しいかなと思われる。
- A委員 随意契約の方式としたことについては、緊急性があり選択の余地が無かったものと理解できるが、契約方式として、その中でも、できるだけ安く契約できるような工夫をしていただけるとありがたい。今回は、人材派遣という事もあり、殆どが人件費であるため、特別高いというものでもないと思われるが。

**【特命 NO. 38572 葛飾区学校教育総合システム設計業務委託】（特命随意契約）**

- A委員 このシステムはどのようなものなのか。
- 事務局 児童の出席管理、名簿管理、成績や通信簿管理などの一連の業務や教職員の文書作成など総合的な業務システムとなっている。
- B委員 件名からすると一からシステムを設計するわけではないのか。また、平成23年度から稼働ということで、それほど古くはないと思われるが、この頻度でこれほど大きな更新をする必要があるのか。
- 事務局 先程の図書館システムでご案内のとおり、当区では原則10年がシステムのサイクルとなっている。今回は、機器更改であり、ハードについては5年でスペック等も変わってくるため、ハードのみを入れ替え、システムを10年間使用する考えのものである。つまり、今回のシステム設計業務委託は、平成27年10月にハードの入れ替えを行うことに伴い、システム構成変更及びシステム機能改善を行う必要があるため、前段階でシステム改修設計を行うものである。
- A委員 機器更改に伴って、システム内容の変更を行うという自体は、区の内部で検討して意思決定するものなのか。
- 事務局 そのとおりである。システムの導入・改修については、システムの審査会を経て決定する仕組みとなっている。
- A委員 システム改修の提案自体は誰が行うのか。担当部署の者なのか、機器等を管理している者なのか。
- 事務局 当区のシステム管理部門である情報システム課で、情報システム調達ガイドラインを作成しており、このガイドラインで原則システム10年、ハード5年と定めている。そして、調達後3・4年の時点で、システム主管

課は、当該システムの構築に向けて、再評価するため、改めて審査会に諮ることとなっている。この審査会で議論し、必要と判断されたもののみ更改される流れとなっている。なお、システム関連の判断は、技術的・専門的な部分については、非常に難しく、区においても、情報工学の専門家であるCEOを活用して、適宜アドバイスをいただいて進めているところである。

A委員 金額が高いだけに、技術や著作権の独占性があるなかで、その専門的な部分からブラインドされがちナリスクが非常にある。この入札監視等委員会を発足したきっかけとなった事案も、今回のようなシステムの導入や構築を巡る問題で、取引経過の透明性の確保に問題があったように記憶している。

システム改修等の必要性や低コストでの運用方法について、区の立場にたって審査していく仕組みがないと、専門性が高いだけに説明されても不透明感が残ってしまう。平成23年の初期導入の際には、けっして安くはない金額で導入したものと想像できるが、今回の設計、また5年後の機器更改とまた同じ業者に発注されることとなると、トータル的には、かなり大きな金額となるはずである。それを、最初がこの業者だからというだけで進んでいくのは、本当に仕方がないことなのかと疑問を禁じ得ない。

B委員 私も同感である。本件が駄目とは言わないが、その点に気を付けていかないと、業者の言いなりとなってしまう。また、本件の選定理由のところは、もう少し詳しく記載すべきではないか。現行システムを構築した事業者以外では履行不可能というだけでは、本当にそうなのか。別の業者でもできるのではと思ってしまう。先程の著作権については、ある程度理解もできるが、システムはオープンソースも沢山あるし、特殊な技術を使用しなくても、日本全国に学校は沢山あるので、それに対応するシステムも沢山あるのではないかと思われる。セキュリティや個人情報の問題もあるので、採用しづらい面もあるが、インターネットで公開されているシステムも沢山ある。そういうことを考えると、この書き方だけでは不十分ではと感じている。もう少し充実した書き方を望む。

事務局 ご意見をいただいた選定理由については、今後検討して参りたい。また、委員ご指摘のとおり、システムの導入には多額の経費が掛かる。本件のシステムだけでも、設計、システムの構築、機器の調達、ソフト導入のそれぞれのタイミングで既に高額の経費が掛かっている。そして今回機器更改に際し改修設計、将来的に機器の調達、ソフトの導入と高額な経費が予想されている。そして、最初に選定された業者と今後も契約することが良いのか、どうかということもあろうかと思う。確かに、我々はシステムの部分はブラックボックスの部分があるので、先程もご案内のとおり、情報工

学の専門家に、システムの構築や選定委員会に出席いただいて、区の立場で、専門的な見地から、いろいろな判断をしてもらっている状況である。

A委員 我々の感覚では、俗的な表現をすれば、機械やソフトを調達することが決まっているのだから、その後の設計は無料でやっても良いようにも思う。設計だけやって、ハード面では他の業者が入ってくるなら分かるが、これは初めからセットでやればいいのだから。後になって、設計は随意契約しかないと言うのは、どうもおかしいのではないか。だとすれば、設計の費用は、機器更改業務の一環に含めてやるべきではなかろうかと思われる。

このことについては、もう一度トータル的に見直して、区の中でも適正な運用がなされているかのチェックをした方が良いのではないかと思われる。詳しいことが分からないで、断定的なことは言えないが、印象的には課題が残ると思われるので是非検討願いたい。

事務局 了解した。

C委員 現状の必要性については、十分別の委員会で検討されて認められたという事で、その後を受けて、随意契約での同じ業者と契約すべきかという問題である。まあ、個人的な感想だが、今回は、実際にシステムを使用する教職員のストレス等を考えると、同じ業者にやらせる方が、いろいろな意味でトータル的に良いのではないか。この先5年後をどうするのが課題であろう。

事務局 本庁舎は早くからシステムが導入されていたが、学校等の教育の現場は、システムの導入が遅く、パソコンの台数も少なかった。そこで、本庁舎と同様な総合システムを入れることとなった。しかし、初めて入れたにしては、使い勝手が悪かったり、ホームページ機能が無かったりなど改善すべき点が多かった。それを今回含めて改修するのと、仮想シンクライアント方式へのシステム構成変更も合わせて行う必要があったため、改修設計を行うこととなったもの。おそらく委員指摘のとおり10年のスパンで考えているものと思われる。システム的には葛飾区仕様で作られているので、このタイミングでシステム設計変更をして、1回は改善を行うもの。その先は、改めてパッケージもので、選定委員会で決定するものと思われる。その判断は、情報システム課が所管している、区長をトップとした会議体があり、専門家にってもらい意見を参考に意思決定を行っている。実際には、区も財政難なおり、頻繁にはできないため、真に必要なものだけを選択して実施を決定している。また、契約の方法として、民間では設計も機械も全部ひとまとめで契約するケースが多いのかもしれないが、当区では、ソフトとハードは切り離して調達することとしている。以前は、このソフトを使うにはこのハードとメーカー指定というようなこともあったが、現在ではどのハードでもできることから、別々の契約としているものであ

る。委員指摘のように、どっちが本当に効率的なのかという検討は今後もしていく必要はあると思われる。

A委員 説明のとおり、いろいろな要素が絡まり合ってくるので、すぐに結論を出すことは難しい。とは言え、基本的には出来るだけ安くかつ効率的にとというのは公共契約の永遠のテーマであるので、特に本件のような大規模な経費に繋がってくる案件に関しては、一貫した管理体制がとられている必要があるだろう。

先程の事務局説明を聞けば納得する部分もあるので、そのような説明が必要な部署部署で行われていることが大事で、そこを抽象化してしまうと誤解を招く恐れが生じるとと思われる。今後もご検討いただきたい。

#### カ 苦情申し立てへの対応状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

##### 【質 疑】

質疑なし。

#### キ 入札及び契約手続等に対する働きかけの状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

##### 【質 疑】

質疑なし。

#### ク 葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査状況について

事務局より葛飾区公共調達業務監理支援専門員制度の概要及び審査状況について説明・報告を行った。

##### 【質 疑】

事務局 27年1月末までの審査状況は、24件の審査を行っている。専門員からの主な意見及び改善点は、記載のとおりで、審査の結果を反映して工事主管課で起工を行うこととなる。

A委員 今回件数は減っているが、お金が非常に増えているのはなぜか。

事務局 前回の報告で、設計図書の完成度が非常に低く、主管課を厳しく指導した旨報告した事案があったが、その後精査した結果2,500万円の増が生じたものである。そのため、前回報告以降は、件数も金額も減少している状況ではある。この段階でチェックすることにより、工事施工後の契約変更が避けられるという状況であるので、今後も適正に進めて参りたい。

A委員 この制度は、非常に有効な制度であるので、今後とも、適正に運用して行っていただきたい。

(4) その他

委員長 以上で予定された議事はすべて終了したが、その他事項で何かご意見等はあるか。それでは、本日の入札監視等委員会を終了とする。

以 上